

湯河原町自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電事業  
との調和に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、本町の豊かな自然環境、良好な景観及び町民の安全で安心な生活環境の保全と再生可能エネルギー発電事業との調和を図り、豊かな地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 再生可能エネルギー源 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)第2条第4項第1号に規定する太陽光及び同項第2号に規定する風力をいう。
- (2) 再生可能エネルギー発電設備 再生可能エネルギー源を電気に変換する設備及びその附属設備(送電に係る電柱及び電線並びにこれらに附属するものを除く。)をいう。
- (3) 事業 再生可能エネルギー発電設備の設置(これらを設置するために行う樹木の伐採、土地の造成等による形質の変更を含む。)又は当該再生可能エネルギー発電設備による発電を行う事業をいう。
- (4) 事業者 事業を行う者をいう。
- (5) 事業区域 事業を行う一団の土地(継続的又は一体的に事業を行う土地を含む。)をいう。
- (6) 自治会 地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項に規定する地縁による団体その他これに類する団体をいう。
- (7) 周辺関係者 事業の実施に伴って生活環境等に一定の影響を受けると認められる者をいう。
- (8) 地元自治会等 次に掲げる者をいう。
  - ア 事業区域に隣接する土地について、所有権又は借地権を有する者
  - イ 事業区域に隣接する土地に存する建築物について、所有権、使用貸借による権利又は賃借権を有する者
  - ウ 事業により生活環境等に影響を受けるおそれのある自治会及び周辺関係者

(町の責務)

第3条 町は、この条例の目的を達成するため、適正かつ円滑な運用を図るよう必要な措置を講ずるものとする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、関係法令及びこの条例を遵守し、本町の自然環境、景観及び生活環境に十分配慮し、事故、災害及び公害の防止に努める

とともに、地元自治会等に対して、事業に係る計画の内容及び維持管理等の方法について十分説明し、地元自治会等と良好な関係を保持するよう努めなければならない。

(町民の責務)

第5条 町民は、この条例の目的を達成するため、町の施策及びこの条例に定める手続の実施に協力するよう努めなければならない。

(適用事業)

第6条 この条例を適用する事業は、次の各号に掲げる再生可能エネルギー源の区分に応じ、当該各号に定める事業とする。

- (1) 太陽光 事業区域の面積が1,000平方メートル以上の事業
- (2) 風力 事業区域が1,000平方メートル以上かつ再生可能エネルギー発電設備の高さが10メートル以上の事業

2 前項の規定にかかわらず、建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。）に再生可能エネルギー発電設備を設置する事業は、この条例を適用しない。

(特別抑制区域)

第7条 町長は、次に掲げる区域のうち特に必要があると認めるものを、事業を特に抑制する区域（以下「特別抑制区域」という。）として指定することができる。

- (1) 土砂災害その他自然災害が発生するおそれがある区域
- (2) 水源環境保全地域として水源環境の保全又は再生を図るべき区域

2 前項の特別抑制区域は、規則で定める。

(抑制区域)

第8条 町長は、次に掲げる区域のうち特に必要があると認めるものを、事業を抑制する区域（以下「抑制区域」という。）として指定することができる。

- (1) 豊かな自然環境及び良好な森林環境が保たれ、地域における貴重な資源として認められる区域
- (2) 地域を象徴する美しい景観として良好な状態が保たれている区域
- (3) 歴史的又は文化的な特色を有する区域として保全する必要がある区域
- (4) その他事業により、周辺地域に著しい影響を及ぼすおそれがある区域

2 前項の抑制区域は、規則で定める。

(事前協議)

第9条 事業者は、第11条第1項の規定による届出をしようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、事業に関する計画について町長と協議しなければならない。

2 町長は、前項の規定による協議があったときは、事業者に対して、必要な指導又は助言を行うことができる。

(説明会の開催)

第10条 事業者は、次条の規定による届出を行う前に、地元自治会等に対して、当該事業に関する説明会を開催し、当該地元自治会等の理解が得られるよう努めなければならない。

(届出)

第11条 事業者は、事業を実施しようとするときは、規則で定めるところにより、当該事業に着手しようとする日の30日前までに、次に掲げる事項を町長に届け出なければならない。

(1) 事業者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地。第18条第1項において同じ。)

(2) 事業を実施するための工事(以下「工事」という。)の着手予定日及び完了予定日

(3) 事業区域の所在地及び面積

(4) 事業の内容

(5) 再生可能エネルギー発電設備並びに事業区域の保守点検及び維持管理の方法

(6) 事業終了後における再生可能エネルギー発電設備の撤去及び処分の方法

(7) 前条の規定により開催した説明会に係る報告書

(8) 前各号に定めるもののほか、規則で定める事項

2 事業者は、前項の規定により届け出た事項に変更が生じたときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を町長に届け出なければならない。

(同意)

第12条 事業者は、事業を実施しようとするとき又は実施している事業を変更しようとするときは、町長の同意を得なければならない。

2 町長は、事業区域の全部又は一部が特別抑制区域内に位置する場合は、同意しないものとする。ただし、事業区域に含まれる特別抑制区域の面積が1,000平方メートル未満の事業であつて、町長がこの条例の目的に照らして支障がないと認めるものにあつては、この限りでない。

3 町長は、事業区域の全部又は一部が抑制区域内に位置する場合は、同意しないものとする。ただし、次に掲げる事業であつて、町長がこ

の条例の目的に照らして支障がないと認めるものにあつては、この限りでない。

(1) 太陽光 事業区域が10,000平方メートル未満かつ太陽電池モジュールの総面積が5,000平方メートル以下の事業

(2) 風力 事業区域が10,000平方メートル未満かつ再生可能エネルギー発電設備の高さが13メートル以下の事業

4 町長は、必要に応じて景観、自然環境及び生活環境の保全について湯河原町開発調整委員会の意見を聴くことができる。

5 町長は、同意の際、この条例の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

(工事に係る着手等の届出)

第13条 事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定めるところにより、速やかに町長に届け出なければならない。

(1) 工事に着手するとき。

(2) 工事を中止するとき。

(3) 中止していた工事を再開するとき。

(4) 工事が完了したとき。

(稼働状況等に関する報告)

第14条 事業者は、再生可能エネルギー発電設備の運転を開始したときは、適切に管理を行うとともに、稼働状況並びに使用済設備の撤去及び処分に係る費用の積立状況について、規則で定めるところにより、町長に報告しなければならない。

2 事業者は、自然災害、人為的災害等により事業区域周辺への被害が発生するおそれがあるとき又は発生したときは、直ちに必要な対策を講ずるとともに、規則で定めるところにより、町長に報告しなければならない。

(事業の終了等)

第15条 事業者は、事業を終了したときは、規則で定めるところにより、事業終了後30日以内に町長に届け出なければならない。

2 事業者は、事業を終了したときは、関係法令に基づき再生可能エネルギー発電設備を事業区域に放置することなく速やかに撤去するとともに、自らの責任において適正に処分しなければならない。

3 事業者は、再生可能エネルギー発電設備の撤去が完了したときは、規則で定めるところにより、撤去完了後30日以内に町長に届け出なければならない。

4 町長は、第1項の規定による届出があつたときは、事業区域の有効な跡地利用を推進することを事業者に対し求めることができる。

(立入調査等)

第16条 町長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し報告若しくは資料の提出を求め、又は職員を事業区域に立ち入らせ、当該事業に関する事項について調査させ、若しくは関係者に質問させること（以下「立入調査等」という。）ができる。

2 立入調査等を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 立入調査等の権限は、これを犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（指導、助言又は勧告等）

第17条 町長は、必要があると認めるときは、事業者に対して、第12条第1項の同意を取り消し、その同意に付した条件を変更し、又は必要な措置を講ずるよう指導若しくは助言を行うことができる。

2 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、事業者に対して期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(1) 第11条第1項又は第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

(2) 第12条第1項の同意を得ずに事業に着手したとき。

(3) 第14条第2項の必要な対策を講じなかったとき。

(4) 第15条第1項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、又は同条第2項の規定による再生可能エネルギー発電設備の撤去若しくは適正な処分を行わなかったとき。

(5) 事業者が立入調査等を拒み、妨げ若しくは忌避し、又は質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

（公表）

第18条 町長は、前条第2項の規定による勧告を受けた事業者が正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、当該事業者の氏名及び住所並びに当該勧告の内容を国及び県に情報提供するとともに、公表することができる。

2 町長は、前項の規定により公表を行おうとするときは、あらかじめ事業者に対して、その理由を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

（委任）

第19条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年12月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の規定は、この条例の施行の日以後に工事に着手する事業者について適用する。